

横須賀市議会議員

藤野英明様

議会運営委員会審査事項

平成23年(2011年)5月31日

1 第2回市議会定例会について

(1) 招集日 6月8日(水)

(2) 一般質問 発言意思通告者 14名

山城保男	議員	岩崎絵美	議員
小林伸行	議員	藤野英明	議員
上地克明	議員	一柳洋	議員
嘉山淳平	議員	ねぎしかずこ	議員
大村洋子	議員	井坂新哉	議員
渡辺光一	議員	芳賀親男	議員
永井真人	議員	岩沢章夫	議員

(3) 審議予定案件

議案	7件
報告	16件
陳情	3件

議長の常任委員辞任について

(4) 審査日程 (案)

2 特別委員会の設置提案について

防災対策の特別委を設置することの決定は。設置を最終日の議運の日程と訂(6/24)。

3 陳情の取り扱いについて

因会中も審査可。

8.9号とモ「申し合わせ事項」にFY「常任委員会送付せず」決定。

1 4. 一柳氏の発言通告

この場では審査せず。(議会制度検討会か?)

## 第2回市議会定例会提出予定案件一覧表

### [議案]

(予算決算 (総務、教福、都整) )

議案第51号 平成23年度横須賀市一般会計補正予算  
(第1号)

(生環) 議案第52号 物品の買入れについて

(生環) 議案第53号 物品の買入れについて

(生環) 議案第54号 横須賀市・三浦市消防通信指令事務協議  
会の設置に関する協議について

(都整) 議案第55号 訴えの提起について

(都整) 議案第56号 市道路線の認定及び廃止について

(総務) 議案第57号 本庁舎熱源設備ほか改修工事請負契約の  
締結について

### [報告]

(総務) 報告第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する  
条例の一部を改正する条例の専決処分  
について

(生環) 報告第4号 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等  
に関する条例の一部を改正する条例の  
専決処分について

(教福) 報告第5号 手数料条例の一部を改正する条例の専決  
処分について

(生環) 報告第6号 損害賠償専決処分について

(教福) 報告第7号 損害賠償専決処分について

(都整) 報告第8号 和解の専決処分について



- (都整) 報告第9号 損害賠償専決処分について  
(予算決算(教福))  
報告第10号 平成22年度横須賀市一般会計継続費繰越  
計算書について  
(予算決算(総務、生環、教福、都整))  
報告第11号 平成22年度横須賀市一般会計繰越明許費  
繰越計算書について  
(予算決算(総務、生環、都整))  
報告第12号 平成22年度横須賀市一般会計事故繰越し  
繰越計算書について  
(予算決算(都整))  
報告第13号 平成22年度横須賀市特別会計公園墓地  
事業費事故繰越し繰越計算書について  
(予算決算(生環))  
報告第14号 平成22年度横須賀市水道事業会計継続  
費繰越計算書について  
(予算決算(生環))  
報告第15号 平成22年度横須賀市水道事業会計予算  
繰越計算書について  
(予算決算(生環))  
報告第16号 平成22年度横須賀市下水道事業会計継  
続費繰越計算書について  
(予算決算(生環))  
報告第17号 平成22年度横須賀市下水道事業会計継  
続費繰越計算書について

(予算決算 (生環) )

報告第18号 平成22年度横須賀市下水道事業会計予  
算繰越計算書について

[陳 情] (案) 参事審査会附設会審市回S第

(1)陳情第 8号	地球防衛宣言について			
(2)陳情第 9号	入札制度の改悪について			
(以上2件 議会運営委員会にて取り扱い協議)				
(3)陳情第 10号	正しい歴史観による歴史教科書の採択について			
				(教育福祉常任委員会)

(附頁) 附会



## 第2回市議会定例会審査日程（案）

6. 7(火)	議会運営委員会（会議室）	午前 10 時	
	議会制度検討会（会議室）	午後 1 時	

月 日	第1委員会室	第2委員会室	第3委員会室	第4委員会室	開議（開会）時刻	備 考
6. 8(水)	本 会 議				午前 10 時 (議場参集 9時55分)	市議会だより 写真撮影 (議 場)
	予算決算常任委員会（議 場）				本会議終了20分後	
6. 9(木)	<del>本会議開催</del> <del>(予備日)</del>				午前 10 時	
6. 10(金)	教育福祉常任委員会 (予決算分科会)		都市整備常任委員会 (予決算分科会)		午前 10 時	
6. 11(土)	(休 会)					
6. 12(日)	(休 会)					
6. 13(月)	(予 備 日)					
6. 14(火)	生活環境常任委員会 (予決算分科会)		総務常任委員会 (予決算分科会)		午前 10 時	教福・都整 所管事務調査
6. 15(水)	(予 備 日)					
6. 16(木)						総務・生環 所管事務調査
6. 17(金)	(特別委員会)					
6. 18(土)	(休 会)					
6. 19(日)	(休 会)					
6. 20(月)	(予 備 日)					
6. 21(火)						
6. 22(水)	予算決算常任委員会理事会（会議室）				午前 10 時	
	予算決算常任委員会（議 場）				午前 11 時	
6. 23(木)						
6. 24(金)	議会運営委員会（会議室）				午前 10 時	議員互助会 理事会 (午後0時30分 会議室)
	本 会 議				午後 2 時	

（会期：17日間）

報 告 事 項

(議 長)

- 1 各種会議等への出席について  
5月20日 神奈川県市議会議長会定例会
  
- 2 市内企業見学会の開催について  
日 時 6月20日(月) 13時～16時  
(13時 市役所北口集合、日産自動車バスにて送迎)  
場 所 日産自動車株式会社追浜工場  
内 容 電気自動車の概要や乗用車生産ラインの見学等  
\*同見学会のご案内を別途ご配付いたします。参加希望者は、事務局総務課へお申込みください。

(事務局)

- 1 議員研修会について  
ご希望のテーマがありましたら、6月3日(金)午前10時までに具体的なテーマ、講師名等を事務局総務課までお申し出ください。(第3回・第4回)
  
- 2 全国都市問題会議等の開催について  
(1) 全国都市問題会議  
10月6日(木)～7日(金) 鹿児島市  
メインテーマ：都市の魅力と交流戦略  
サブテーマ：地域資源×公共交通＝地域活性化



(2) 全国市議会議長会研究フォーラム

10月12日(水)～13日(木) 青森市

第1部 基調講演「二元代表制と地方議会改革」

第2部 パネルディスカッション

「地方議会と直接民主主義について」

第3部 意見交換会

第4部 課題討議「議会基本条例について」

第5部 視察

(3) 中核市サミット

11月1日(火)～2日(水) 和歌山市

テーマ：未定

3 節電対策について

節電チェックシートを用いた実施

4 地方議会議員年金制度の廃止について

6/1に廃止(加給が廃止済み)

5 議員期末手当の支給について

6月10日(金)

6. 無所属の議員の設置工事の注意

7. 公明党から提案

「県外視察の改善案(稲城市)」を視察した。

この提案については持ち帰りて次回議運で話し合う。



## 横須賀市防災体制等整備特別委員会の設置について（新政会）

## 1 名 称 横須賀市防災体制等整備特別委員会

2 設置目的 本市では、平成21年度に「横須賀市地域防災計画」が改訂され、市の防災対策の基本姿勢が示されておりますが、3月11日に発生した東日本大震災の発生に際して、広域避難地の指定、防災情報の伝達、避難所運営、避難所への物資等の搬入など、その実態が、避難地として不適当な場所、市民にとって不十分な情報伝達、あるいは組織として機能していない点多々ありました。

議会としては、本市の防災計画、防災対策について種々の問題点を専門的に検討し、実効性のある対策を確立する必要があります。

そこで、下記の3点について特別委員会での集中審議を行いたく設置をお願い申し上げます。

- 3 付議事件
- (1) 「横須賀市地域防災計画」における広域避難地等の設定及び防災情報の迅速な伝達について地震・津波等の広域災害を考慮した計画立案の再整備について
  - (2) 「横須賀市地域防災計画」における避難所運営について、実効性のある画立案の再整備について
  - (3) 新港埠頭交流拠点（救急医療センター、官公庁エリア、賑わいゾーン）の津波対策について

- 4 提案理由
- (1) 大津波警報が発令されたにも関わらず、指定避難地が海岸寄りに集中している地域がある（付議事件1）。
  - (2) 防災無線による、防災情報が市民に適切に伝わっていなかった（付議事件1）。
  - (3) 海岸地域の避難者が集中した避難所に対する、食糧等の配布に多くの問題点があった（付議事件2）。
  - (4) 帰宅困難者への配慮がなされていなかった（付議事件2）。
  - (5) 新港埠頭に計画されている交流拠点において、施設整備計画の中に実質的な津波対策が盛り込まれる必要がある。（付議事件3）。

- 5 関係部局 市民安全部、消防局（生活環境常任委員会）  
教育委員会（教育福祉常任委員会）  
港湾部（都市整備常任委員会）



## 自治基本条例等検討特別委員会の設置について（新国会）

## 1 名 称 自治基本条例等検討特別委員会

2 設置目的 本市では、平成24年4月施行を目途として「横須賀市自治基本条例」の設置に向けて、検討委員会等の会議が進められております。また、「地域運営協議会」についても、その設置が急がれております。

これら、市民にとって重要な条例やシステムが実施されようとしている現状にも関わらず、議会の関与については常任委員会における限られた質疑に終始しております。このままでは、議会に条例案が提示されるまで、本来議会で行われるべき議論が十分にされないまま、議決を迎えることにもなりかねません。

議会としては、本市の最上位に位置づけられる「横須賀市自治基本条例」、地域主権の中核をなす「地域運営協議会」について種々の問題点を専門的に検討し、実効性のある議論を行う必要があります。

そこで、下記の点について特別委員会での集中審議を行いたく設置をお願い申し上げます。

3 付議事件 「横須賀市自治基本条例」の設置及び「地域運営協議会」の制度について、条例及びシステムの、法律面、制度設計からの問題点を専門的に検討する

4 提案理由 「横須賀市自治基本条例」の設置及び「地域運営協議会」の制度について、市民代表である議会が、その設置について責任ある議論を行い、制度面、法律面からの問題点を専門的に検討する必要があるため。

5 関係部局 政策推進部（総務常任委員会）  
市民部（生活環境常任委員会）



土地開発公社のあり方に関する特別委員会の設置について（公明党）

1 名 称 土地開発公社のあり方に関する特別委員会

2 設置目的 本市財政における重要課題である土地開発公社の存続について集中的に審査を行うため。  
同公社を廃止すると決定した場合には、第3セクター等改革推進債の発行期限である平成25年度までに的確な結論を出す必要がある。よって速やかな審査を行うため本特別委員会の設置を求めるものである。

3 付議事件 土地開発公社の存廃について

4 審査項目 (1) 同公社保有土地の時価と簿価の乖離状況及び今後の見通しについて  
(2) 保有土地の活用及び売却の可能性について  
(3) 同公社の役割と廃止した場合における同役割の補完について  
(4) 同公社廃止による本市の負担及び存続に係る負担との比較について  
(5) 廃止するとした場合の具体的な手法及びスケジュールについて

5 関係部局 資産経営課（総務常任委員会）

防災対策再構築特別委員会の設置について（自由民主党）

- 1 名 称 防災対策再構築特別委員会
- 2 設置目的 3.11「東日本大震災」被害を鑑み、市民生活の安全のため、防災体制を再構築する。
- 3 付議事件 大規模災害における横須賀市防災体制の再構築
- 4 審査項目 (1) 周辺自治体との広域連携について  
(2) 関係諸機関との連携について  
(3) 地域防災計画の見直しについて
- 5 関係部局 市民安全部、市民部、消防局（生活環境常任委員会）  
土木部（都市整備常任委員会）



# 節電チェックシート(一般事務室用)

ひとりひとりの地道な取組みの積み重ねが大きな節電効果につながります。

職場内の一斉総点検や日々の取組みをチェックしましょう。

## 【通常用】 夏季を除く通常の期間

No.	取組み項目	チェック欄
1	業務に支障のない照明の消灯(自然光を極力利用する)	
2	始業前及び昼休み時間中の一斉消灯	
3	終業後は一斉消灯し、必要な照明のみを点灯する	
4	退庁時はパソコンの電源をコンセントから抜く	
5	電気ポット、コーヒーメーカーなどの電気製品の使用を極力控える	
6	エレベーターの使用を極力控える	
7	定時退庁日を設け、実践する	

## 【夏季対策期間】 6月20日～9月30日

通常用とあわせて、チェックをお願いいたします。

8	クールビズを実践する	
9	電気ポット、コーヒーメーカーなどの電気製品の使用を極力中止する	
10	冷蔵庫の共同利用を検討する	

## 【自主的取組用】

独自の取組があれば、あわせてチェックをお願いいたします。

11		
12		
13		
14		

## 特定所管事務調査について

稲城市議会の川島やすゆき議長から「議会の調査権」を有効に活用した特定所管事務調査について報告があった。議会が二代表制の元で執行部と対等の関係で議論を深めることは議会の調査権の積極的な活用は議会の質を高める上からも重要だ。

稲毛市議会の取り組みに特徴があるのは、①委員会中心主義で進めている。②地方自治法109条第3項にある調査権の活用 ③委員会の所管事務調査で特定事項を閉会中の継続審査として視察先を決定し ④調査結果として本会議で報告する。というもので本市に例えれば常任委員会に特別委員会を設置するようなニュアンスと思われる。結論から感想を申し上げれば、常任委員会で特定所管事務調査項目を設定し、通年で調査を行い、結論として条例案や意見書として成果をまとめ上げていくことは大変重要、かつ必要なことではないかと思う。

## 稲城市の特定所管事務調査の作業手順について

### ① 手続き

- (一) 協議会で特定所管事務調査の調査項目、目的、方法及び期間をあらかじめ協議し。

会期中の委員会で特定所管事務調査事項を決定する。議長に調査項目、目的等をあらかじめ通知し、閉会中の継続調査事件として本会議で可決する。

- (二) 特定所管事務調査には、市から報告を受ける前の特定所管事務調査と委員会が自主的に行う特定所管事務調査の2種類ある。

- (三) 自主調査の進め方は

6月の定例会で、議案等付託案件審査後に、各委員から出された調査項目を協議し、特定所管事務自主調査項目を決定する。決定に伴い、次回、市から状況説明を求める。

7月中に市の担当部局から現状説明を受け、質疑の上、各委員の間の共通認識を持ち、今後の進め方を協議

8月中旬に調査項目に基づき視察先を決定し、今後の進め方を協議

9月定例会の委員会で視察のための閉会中の委員派遣を議決



12月4日 15:30 - 17:30  
こびりま〜ん



10月先進市の視察を2泊3日で3か所行う。

10月下旬、視察結果について課題、問題点について協議

11月下旬、視察の感想を事前に各委員から提出の上、協議し整理。

1月中にまとめの協議

2月中に報告書の決定

3月定例会で特定所管調査報告を行う（ケースにより意見書、決議等の議決）、時期調査項目の決定

ここで重要な事は、棒線に記したように視察目的が委員会として政策提案にまとめ

る意思が明確であることだ。本市の場合、各委員の判断に任せている感があるが、稲城市の特定所管事務調査視察委の考え方や進め方は、本来の視察のあり方ではないかと思う。議会の意思を明確にし、政策提案力を高めるため調査権を有効に活用し、委員会の運営に生かしていきたいと思う。大いに参考にしていきたい。

## 特定所管事務調査について

川島 やすゆき 氏（稲城市議会議長）

### 1 経過

平成7年から議会改善に取り組み、その改善項目の中に、「委員会中心主義への移行」を掲げ、議会運営委員会で協議し、

- (1) 議案は委員会付託を原則とする。
- (2) 所管事務について、積極的に調査する。・・・こととした。

平成9年から自主的に調査を行うための特定所管事務調査を開始した。

### 2 根拠

- (1) 常任委員会は、その所管に属する事務について、調査をすることができる。これを所管事務調査という。

※ 地方自治法第109条第4項 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- (2) 所管事務調査を行う場合は、委員会において特定事項を議決し、議長に目的・方法・期間等を通知しなければならない。

※ 稲城市議会会議規則第96条第1項 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

### 3 意義

- (1) 付託議案の審査に生かす。
- (2) 所属委員が特定の調査事項について委員会としての意見を報告書・議案として提出する。
- (3) 執行機関を監視し、チェックする。

### 4 効果

- (1) 委員会が活性化し、議会の政策立案・政策提言機能が強化される。
- (2) 執行機関の政策形成に役立つ。

### 5 調査対象



- (1) 当該団体の事務
- (2) 委員会の所管に属する事務

## 6 手続き

- (1) 協議会で特定所管事務調査の調査事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ協議する。
- (2) 会期中の委員会で特定所管事務調査事項を決定する。
- (3) 議長に調査事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ通知する。
- (4) 閉会中の継続調査事件として決定し、委員会から議長に申し出、本会議で可決する。

## 7 種類

- (1) 市から報告等を受けるために特定所管事務調査事項とするもの
  - ① 委員会が所管事務について市から報告等を受けるために特定所管事務調査事項として決定するもの。
  - ② 特定所管事務調査事項は、各委員会の所管事項（部別の所掌事項）を簡条書きにしたもの。
  - ③ 閉会中は、継続審査・調査事件がなければ委員会を開くことができないので、特定所管事務調査事項を閉会中の継続調査事件として決定し、議長に対して「閉会中の継続調査の申し出」を行い、本会議で議決する必要がある。
- (2) 委員会が自主的に調査を行うために特定所管事務調査事項とするもの
  - ① 委員会が所管事務について自主的に調査を行い、その結果を踏まえ、政策提言等を行うために特定所管事務調査事項として決定するもの。
  - ② 特定所管事務調査事項は、各委員会の協議会において所管事務の中から特定調査事項を協議し、委員会において決定したもの。
  - ③ 閉会中は、継続審査・調査事件がなければ委員会を開くことができないので、特定所管事務調査事項を閉会中の継続調査事件として決定し、議長に対して「閉会中の継続調査の申し出」を行い、本会議で議決する必要がある。

## 8 調査方法

- (1) 市から報告等を受けるための特定所管事務調査事項
  - ① 市からの申し出及び委員会からの申し出により、市が委員会に報告等を行い、質疑・意見を行う。
  - ② その結果により、自主調査に移行する場合もある。
  - ③ 調査結果報告等は、行わない。

## (2) 委員会が自主的に調査を行うための特定所管事務調査事項

- ① 調査の進め方を協議し、現状・問題点・対応策等について調査を行う。
- ② 必要に応じて、市から現状等の説明、委員派遣調査、参考人からの意見聴取、対応策についての委員間の自由討議等を行う。

## 9 自主調査の流れ

- (1) 5月中旬に、常任委員会の正・副委員長の互選を行う。次回までに、調査したい事項を各委員から提出してもらう。
- (2) 6月定例会で、議案等付託案件審査後に、各委員から出された調査事項を協議し、特定所管事務自主調査事項を決定する。決定に伴い、次回、市から現状説明を求めることを決定する。
- (3) 7月中旬に、市の担当部署から現状説明を受け、質疑し、各委員間の共通認識を持つ。今後の進め方について協議する。
- (4) 8月中旬に、調査事項に基づき、視察地（先進市）を検討し、決定する。相手市の都合もあるので、8月中旬までに決める。今後の進め方を協議。
- (5) 9月定例会の委員会で、視察のための、閉会中の委員派遣を議決する。
- (6) 10月中旬に、先進市の視察を2泊3日で行う（3箇所）。
- (7) 10月下旬に、視察の感想、意見交換を行い、課題・問題点を協議する。
- (8) 11月中旬に、課題・問題点について、事前に各委員から箇条書きで意見を提出してもらい、それを基に協議し、整理していく。
- (9) 1月中に、まとめの協議を行う（重複項目や文言整理）。
- (10) 2月上旬に、報告書（ケースにより、意見書や決議等）の決定。
- (11) 3月定例会で、特定所管事務調査報告を行なう（ケースにより意見書や決議等の議決）。次期調査事項の決定。

## 10 自主調査の結果

### (1) 調査結果報告

- ① 委員会が調査結果を執行機関及び議員全員に知ってほしいときは、委員長が本会議で報告する。
- ② 委員長が本会議で口頭報告を行う場合は、委員会所管事務調査報告書を委員会で議決し、議長に提出する。
- ③ 調査報告書には、調査事項、調査方法、調査期間、調査結果を掲載する。
- ④ 報告の内容は、委員会で報告内容を議決するか、委員会の議決で報告内容の取り扱いを委員長に一任する。
- ⑤ 報告の内容は、調査の過程で出された意見、要望、質疑応答、判明した内容等に基づき作成する。

### (2) 委員会決議



① 結論を委員会の意思として確定したい場合は、委員が決議案を提出し議決する。

(3) 議員提出議案

① 結論を議会の意思としたい場合は、委員長ほか所属委員が提出者、賛成者となって議長に条例案・意見書案・決議案等を提出する。

(4) 何もしない

① 特定所管事務調査は付議事件ではないので、報告する義務はない。その調査の段階で執行機関に提案・要望・要請を行っているので、何もしなくてもよい。

## 11 自主調査の実施状況

常任委員会の任期2年で、1項目か2項目を自主調査している。

## 12 申し合わせ事項

(1) 常任委員会の所管事務調査は、あらかじめ調査事項を委員会で議決し、議長に通知してから調査を行う。なお、調査事項は、会期中、随時委員会の議決で追加することができる。(H8.5.7 議運申し合わせ)

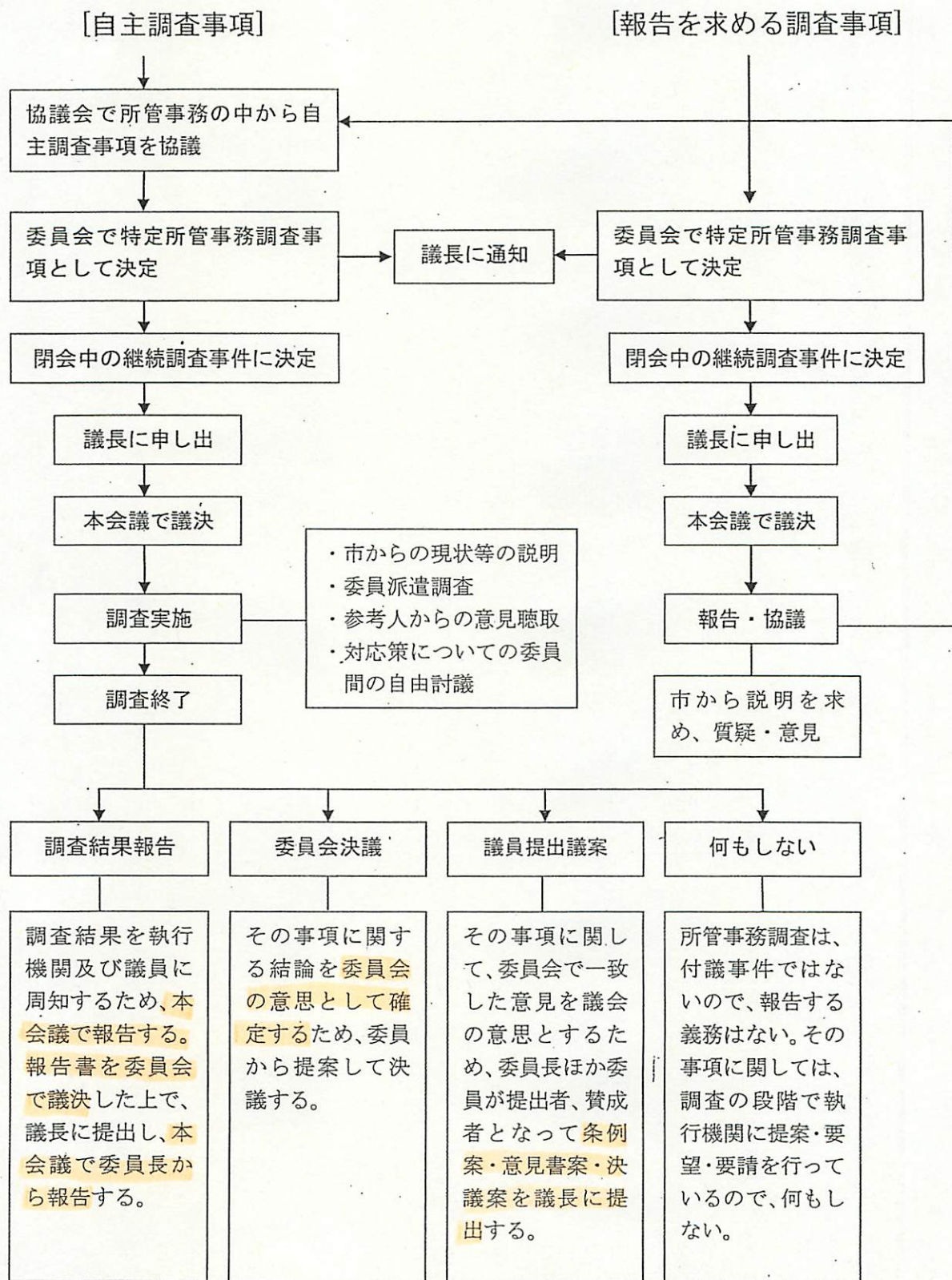
(2) 常任委員会の所管事務調査は、原則として閉会中に行う。ただし、会期中に緊急に所管事務調査を行う必要がある場合は、日程を議長と調整する。(H8.5.7 議運申し合わせ)

(3) 常任委員会は、閉会中に継続審査事件以外について調査する場合は、協議会で行う。(H8.5.7 議運申し合わせ)

(4) 常任委員会は、所管事務調査の結果を委員会の意思として確定したい場合は、委員が決議案を提出し、委員会で議決する。また、議会の意思としたい場合は、委員長ほか所属議員が提出者、賛成者となって、条例案、意見書案、決議案等を提出する。(H8.5.7 議運申し合わせ)

(5) 常任委員会は、所管事務の調査の結果を本会議に報告したい場合は、委員会で報告内容を議決し、報告する事項をあらかじめ文書で申し出る。(H8.5.7 議運申し合わせ)

# 特定所管事務調査の進め方





## 自主調査の流れ

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 5月中旬<br>(改選) | 正・副委員長の互選<br>(次回までに、各委員から調査事項を提出)   |
| 6月定例会        | 調査事項の協議、決定<br>(次回、市から現状説明を求めることを決定) |
| 7月中旬         | 市からの現状説明(共通認識)<br>今後の進め方を協議         |
| 8月中旬         | 視察地(先進市)の検討、決定<br>今後の進め方を協議         |
| 9月定例会        | 閉会中の委員派遣を議決                         |
| 10月中旬        | 先進市視察(2泊3日)                         |
| 10月下旬        | 視察の感想・意見交換(課題・問題点)                  |
| 11月中旬        | 課題・問題点を協議、整理へ                       |
| 1月中旬         | まとめの協議                              |
| 1月下旬         | まとめの協議                              |
| 2月上旬         | 報告書(意見書・決議等)の決定                     |
| 3月定例会        | 報告(意見書・決議等)<br>※次期調査事項の決定           |

# 自主調査の実施状況

【平成9年度～12年度】

件数	件名	調査期間	調査回数	報告書	意見書	決議	委員会決議
○ 総務文教委員会							
1	修正基本計画策定後の課題について	H9.6.23～H9.10.17	4回				
2	学校週5日制の対応について	H9.6.23～H11.2.8	14回	○			
3	市政発展に向けての人口増加対策について	H9.6.23～H11.2.9	14回	○			○
4	情報公開制度の充実について	H11.7.12～H12.8.28	10回	○			
5	余裕教室及び適正学区の対策について	H11.7.12～H13.2.19	11回	○			
○ 福祉経済委員会							
1	市立病院新棟開設に当たっての課題について	H9.7.14～H9.10.20	3回	○			
2	若葉台センター地区商業施設整備の課題について	H9.7.14～H9.10.20	3回	○			
3	介護保険制度の導入に伴う準備体制を含めた地域福祉計画の拡充について	H9.11.10～H11.2.22	18回	○			○
4	商工業振興施策の推進について	H9.11.10～H11.2.22	18回	○			○
5	少子社会に対応する支援施策の充実について	H11.6.24～H12.5.23	13回	○		○	
6	農業基本計画策定について	H12.4.21～H13.1.15	10回	○			○
7	市立病院のあり方について	H12.4.21～H13.2.14	12回	○			
○ 建設環境委員会							
1	南武線連続立体交差化事業について	H9.6.17～H11.2.17	9回				
2	坂浜・平尾土地区画整理事業について	H9.6.17～H11.2.17	9回				
3	多摩ニュータウン開発調整の課題について	H9.6.17～H11.2.17	9回				○
4	ごみ減量計画について	H9.6.17～H11.2.17	9回				
5	京王稲城駅前の開発整備対策について	H10.10.23～H10.11.15	4回				○
6	景観基本計画の推進対策について	H10.10.23～H11.2.17	2回				
7	矢野口駅周辺土地区画整理事業の事業計画の推進対策	H11.1.19～H11.2.17	2回	○	○		
8	稲城駅周辺整備について	H11.7.21～H13.2.9	5回				
9	ごみ減量とリサイクル推進について	H11.7.21～H13.2.9	14回	○			

【平成13年度～】

件数	件名	調査期間	調査回数	報告書	意見書	決議	委員会決議
○ 総務委員会							
1	CATVの視聴区域拡大について	H13.9.13～H15.1.21	20回	○			
2	広域連携のあり方について	H14.3.13～H14.12.11	3回				
3	自治体消防の今後のあり方について	H15.6.20～H16.5.17	11回	○			
4	行政評価のあり方について	H16.6.10～H17.2.9	9回	○			
5	PFI手法の課題と今後の取り組みについて	H17.6.21～H18.1.26	7回	○			
6	(仮称)健康プラザについて	H18.3.13～H18.7.18	5回	○			○
7	市民参画について	H19.6.21～H21.2.9	14回	○			
8	入札制度のあり方について	H21.7.23～					
○ 福祉文教委員会							
1	学校週5日制実施に伴う学校・地域・家庭の連携について	H13.9.14～H14.2.7	5回	○			
2	中央図書館建設について	H14.3.14～H14.7.30	5回	○			
3	新文化センターの建設について	H15.6.23～H16.1.14	8回	○			
4	高齢者・障害者のさらなる健康増進施策について	H16.3.12～H17.2.18	11回	○			
5	介護保険の見直しについて	H17.6.22～H17.11.17	7回	○			
6	市民の健康水準を高める取り組みについて	H18.3.14～H18.8.8	5回	○			
7	学校図書館の整備と活用について	H19.6.22～H19.11.26	6回	○			
8	(仮称)健康プラザについて	H20.3.13～H20.8.20	6回	○			
9	高齢者を支援する施策について	H21.7.29～					
○ 建設環境委員会							
1	坂浜・平尾土地区画整理事業について	H13.6.21～H14.8.22	14回		○	○	
2	緑地保全と管理のあり方について	H14.3.15～H15.2.14	13回	○	○	○	
3	南武線高架下のあり方について	H15.6.24～H16.2.3	7回	○			
4	多摩ニュータウン地区内の暗課題について	H16.3.15～H17.2.17	9回	○		○	
5	稲城市内の商業の活性化について	H17.6.23～H18.11.16	15回	○			○
6	緑の保全と南山土地区画整理事業について	H19.6.25～H21.2.12	22回	○			○
7	稲城市における今後の農業の発展のために	H21.7.14～					

# 常任委員会の特定所管事務調査事項

## 総務委員会特定所管事務調査事項

- 1 基本政策の企画立案及び施策の総合調整に関すること。
- 2 組織・機構に関すること。
- 3 施策の評価と仕事の目標管理に関すること。
- 4 行政管理に関すること。
- 5 工事等の検査に関すること。
- 6 市民との協働及び市民交流に関すること。
- 7 女性及び青少年に関すること。
- 8 財政に関すること。
- 9 市税の賦課及び徴収に関すること。
- 10 式典、表彰及び統計調査に関すること。
- 11 職員の人事、研修及び福利厚生に関すること。
- 12 広報及び広聴に関すること。
- 13 秘書に関すること。
- 14 例規の文書審査及び法制執務に関すること。
- 15 情報管理に関すること。
- 16 契約及び財産の管理に関すること。
- 17 公共用地の取得等に関すること。
- 18 災害対策の調整に関すること。
- 19 消防本部の所管に関すること。
- 20 監査委員の所管に関すること。
- 21 選挙管理委員会の所管に関すること。  
(自主調査事項)
- 1 入札制度のあり方について

## 福祉文教委員会特定所管事務調査事項

- 1 地域福祉に関すること。
- 2 ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- 3 生活福祉に関すること。
- 4 高齢者の福祉に関すること。
- 5 障害者の福祉に関すること。
- 6 介護保険に関すること。
- 7 保健衛生に関すること。
- 8 児童の福祉に関すること。
- 9 少子対策に関すること。
- 10 教育委員会の会議に関すること。
- 11 教育委員会職員の人事に関すること。
- 12 学校施設並びに学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- 13 学校教育の指導に関すること。
- 14 学校給食共同調理場に関すること。
- 15 生涯学習に関すること。
- 16 社会教育に関すること。
- 17 文化財、芸術、文化及び芸能に関すること。
- 18 体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。
- 19 社会体育施設に関すること。
- 20 市史編さんに関すること。
- 21 文化センターに関すること。
- 22 図書館に関すること。
- 23 市立病院事業に関すること。  
(自主調査事項)
- 1 高齢者を支援する施策について

## 建設環境委員会特定所管事務調査事項

- 1 戸籍、住民基本台帳その他総合窓口に関すること。
- 2 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- 3 産業の振興に関すること。
- 4 市民相談及び消費者保護に関すること。
- 5 環境の保全及び改善に関すること。
- 6 公害対策に関すること。
- 7 清掃及び資源リサイクルの推進に関すること。
- 8 下水道事業に関すること。
- 9 受託水道事業に関すること。
- 10 まちづくりに関する施策の総合調整に関すること。
- 11 新住宅市街地開発事業に関すること。
- 12 都市計画決定及び都市計画事業に関すること。
- 13 南武線連続立体交差事業に関すること。
- 14 住宅政策に関すること。
- 15 土木及び建築に関すること。
- 16 道路及び河川の管理に関すること。
- 17 交通政策・安全等に関すること。
- 18 緑地及び公園等に関すること。
- 19 区画整理事業に関すること。
- 20 農業委員会の所管に関すること。  
(自主調査事項)
- 1 稲城市における今後の農業の発展のために



平成 23 年 5 月 27 日

議会運営委員会

委員長 伊藤 順一 様

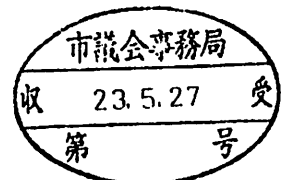
横須賀市議会議員

一柳 洋

発言の申し出について

平成 23 年 5 月 31 日の議会運営委員会に出席し、別紙のとおり発言  
したいので許可されるよう申し出ます。

受領日時	平成 23 年 5 月 27 日 午前・ <del>午後</del> 4 時 00 分
------	---



<p>発言の委員会</p>	<p>平成23年5月31日 議会運営委員会</p>
<p>件名及び 発言の要旨</p>	<p>クオレに対する平成23年度補助金交付に関する附帯決議の確認について。</p> <p>5月16日の報告を受け、問題なければ了として四半期分を交付するとしたことがなぜあのような混乱を招く結果になったのか。</p> <p>委員外議員として発言を求め、その都度提案をしていきたい。</p> <p>我々議員は選挙で選ばれた住民の代表者（公職者）として、住民の代表としてその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長以下、市職員が行う事務事業執行を監視するという目的のために行うことが職務である。本件はこれに基づき民生常任委員会委員のうち、一部を除いた委員で合議し附帯決議を提起し本会議で決定したものである。今回の件はこの経緯を理解せず、委員会審査に臨んだとしか思えない。</p> <p>そこでこの問題を理解する上で本件がどのような形で取り上げられ、どのような質疑と、議員間討議を通じて附帯決議となったか、経過を別途提出する。</p> <p>別紙事務局作成 委員会経過メモ</p> <p>まず現委員長は附帯決議という重要案件をどのような理解で5月16日担当部から報告を受けたのか確認したい。また報告を受けた後の質疑では、前期委員が4名在籍し、かつこの附帯決議をとりまとめ、発議者となった委員長の言動にも疑問を感ずるところである。附帯決議を発議した当時の委員長の理解と認識はいかがであったのか。説明を受けたい。</p> <p>問題点 I</p> <p>1, 行政資料について</p> <p>附帯決議を受けた所管部課がこの附帯決議に不満を持ったか無理解なのか、5月15日に提出した説明資料は本件附帯決議を理解し、委員会の承諾を得るための資料としては全くその体をなしていない。</p>



件名及び  
発言の要旨

2, チェック無しに審査した委員会の問題

その全く持って不完全な説明資料に対しチェック能力を教育福祉常任委員長が持ち合わず審査に臨んだことが混乱の原因であり議会の権能を揺るがすことにつながったと評価する。市民代表として厳格な議決権の行使をせねばならぬ市議の本旨からして、我が会派は本件に関して委員長職の問責に当たり、進退伺を出すことが適当と考える。

3, 事務局の補佐体制

事務局もこのような説明資料を出させたことは、事務的不手際であるし、事務局員を通常期の人事異動に基づきすべて交代させたことも原因である。前期民生常任委員会担当を一人でも残しておけば防げたのではないか。しかし事務局は議員及び議会の補助機関であり委員長の議事進行能力に立ち戻る。

現在の会派割りに基づく委員長選出の問題点が今回図らずも出たと言い得る。

この点について議長はどのような改善案が必要と考えられるかお聞きしたい。

改善提案

議会基本条例第 20 条にある議員相互の討議の推進について。

条例には具体的な議員間討議の方法について書かれていない。今回のような附帯決議については、だいたい懇談形式で進められる。今回分かったが、懇談では一切記録がない。

以上説明等を受けた後で議員間討議のありようについて改善案を論議の中で提案したい。

## 社会福祉法人クオレの問題についての経過

- 2月3日：神奈川新聞の社説に「甘過ぎたチェック体制」とのタイトルで掲載された。
- 2月15日：民生常任委員会協議会において、緊急性があるとのことから、2月18日の民生常任委員会の補正予算審議終了後に、健康福祉部に報告を求めることとした。
- 2月18日 民生常任委員会において、補正予算審議終了後、健康福祉部以外の理事者を退席させ、健康福祉部から報告を聴取し質問を行った。途中、一柳委員から資料要求（理事・監事・評議員名簿）があり、委員会として要求することとした。
- 3月4日 民生常任委員会において、一般会計予算に関連して一柳委員が質疑した。
- 3月8日 民生常任委員会において、一般会計予算に関連して藤野委員が質疑をするとともに、資料要求（補助金交付要綱等）を行い委員会として要求することとした。また、委員会延会后、委員が集まって今後の対応について話し合い、3月11日の委員会延会后に再度集まって話し合うこととし、それまでに会派としての考えをまとめてくることとした。
- 3月11日 地震のため、民生常任委員会は途中で延会、話し合いは行わなかった。
- 3月15日 民生常任委員会において、委員長から、「議案第16号中付託部分に対する附帯決議案を提案しようとしたが、議案第16号中付託部分が全会一致で可決とならなかったため（大村委員・藤野委員反対）、附帯決議案については別途議員提出議案として提出する」旨の発言があった。
- 3月17日 民生常任委員会散会后、委員が集まって附帯決議の文案について話し合いを行った。（散会后のため記録なし）
- 3月22日 附帯決議案を本会議に提出し、委員長が提案説明を行った。全会一致で可決。

(事務局作成)